

第12回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 実施日時

平成21年5月29日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

（1）委員（五十音順）

地裁委員会委員

出席者 泉 俊彦（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）
桑原直子（佐賀地方裁判所唐津支部長）
角 敬一郎（佐賀県立致遠館高等学校教頭）
渡口 鶴（佐賀地方検察庁次席検事）
中村健一（佐賀県弁護士会弁護士）
西村淳子（佐賀県商工会連合会女性部顧問）
服部 悟（佐賀地方裁判所長）
宮崎和彦（農業（佐賀農業共済組合理事））
横須賀 巖（佐賀県医師会医師（小野病院副院長））

家裁委員会委員

出席者 古賀靖之（西九州大学健康福祉学部教授）
田中敬明（特別養護老人ホーム桂寿苑事務長）
団野克己（佐賀県弁護士会弁護士）
富安久美子（鳥栖市立田代中学校PTA副会長）
服部 悟（佐賀家庭裁判所長）
福井京子（佐賀市民生児童委員協議会副会長）
古川順一（佐賀家庭裁判所判事）
山田忠宏（佐賀地方検察庁検事）

横 尾 章（株式会社佐賀新聞社論説委員）

(2) 説明担当者

若宮裁判官(刑事部部総括)，徳田刑事首席書記官

(3) 事務担当者

中川地家裁事務局長，平辻地裁総務課長，川崎家裁総務課長（庶務担当）

4 議事

(1) 所長あいさつ（服部所長）

(2) 佐賀地方裁判所委員会委員長の選任

服部委員を委員長に選任した。

(3) 佐賀家庭裁判所委員会委員長の選任

服部委員を委員長に選任した。

(4) 委員長代理の指名

服部委員長は，委員長の職務を代理する者として，地裁委員会につき桑原委員，家裁委員会につき古川委員をそれぞれ指名した。

(5) 新任委員の紹介

角敬一郎地裁委員及び山田忠宏家裁委員からの自己紹介。

(6) 裁判員裁判の準備状況について

ア 模擬裁判でみる裁判員裁判の検討について

(ア) 若宮裁判官から，選任手続の流れと模擬裁判における審理や評議の状況についてポイントの説明がなされ，DVDビデオ（オリエンテーションビデオ及び模擬裁判収録ビデオ）を上映した。

(イ) 意見交換

（文中， は非法曹委員， は法曹委員， は説明担当者の発言）

検察庁は，分かりやすい裁判を実現するために，冒頭陳述においてパワーポイントを利用したり，証人尋問や被告人質問において被害状況を再現するなどの方法を採用入れた。

弁護士会としては、これまで「見て聞いて分かる裁判」の実現を目指して研修を実施してきたが、今後も、さらに研さんを積んでいく予定である。

DVDビデオを視聴しただけでは、裁判員裁判がどのようなものか実感するのは難しかった。実際に経験してみる必要があると思った。

殺人事件の裁判で、死体の写真を見る必要性が生じた場合、裁判員は、かなりストレスを感じると思う。

例えば、殺意の点を立証する場合など、死体や傷口、傷口の深さなどの写真を見ていただくことになるが、裁判員の精神的負担を軽くするよう立証方法を工夫する。

最高裁は、裁判員裁判の審理において、精神的ストレスを感じた裁判員が24時間電話相談できる窓口を設置することも検討していると聞いている。

公判前整理手続で、裁判官、検察官、弁護人の三者で争点を整理するということだが、これは、事前協議で、被告人が犯人であると決めて、裁判員は量刑だけを定めるようなイメージがある。

公判前整理手続は、裁判官、検察官、弁護人の三者で行っている。したがって、同手続においては、当事者の意向を十分に反映した上で、純粋に争点を絞るだけである。その後、公判期日で、裁判員と裁判官が協力して、被告人が有罪であるか無罪であるか、有罪の場合、どのくらいの量刑が相当かを判断することになる。

裁判員は、法律の知識がない人が多いと思われるが、それで、被告人が有罪か無罪か、有罪であるとしてどのくらいの量刑が相当かということ判断できるのか。この点について、不安がある。

裁判員制度は、法曹三者、法学部の教授など法律の専門家などの法律の専門的な知識がある人は裁判員になることができないようになってい

ることからも，先ずは国民の方の一般常識や感覚で判断していただくことが想定されている。

裁判員は，冤罪を出すことに不安を持っていると思う。

裁判では，冤罪を出してはいけないということが鉄則である。裁判員と裁判官が協力し合って慎重な審理を行っていただき，証拠に基づいて適正に判断していただきたい。

模擬評議は，自由な意見が言える環境であったという印象を受けた。しかし，犯罪の構成要件をきちんと踏まえた評議が行えていたのかDVDビデオを見ただけでは分かりにくかった。

模擬評議に参加していただいた方には，裁判官から，十分に犯罪の構成要件について説明を行った。実際の評議の中でも，犯罪の構成要件等について，十分に説明を行う。

量刑について，市民の常識で判断できるのか。

基本的には，裁判員の感覚で判断していただくが，同種事案の過去の量刑の資料などを説明して，量刑判断の際の参考としていただくことを考えている。

イ 環境整備について

(ア) 徳田刑事首席書記官から，当庁でまとめた県内の業種別の①裁判員裁判への参加障害事由データの一部紹介と②一時保育又は介護サービスを要する裁判員等に対する対応策及び各種企業等における裁判員特別休暇制度の導入状況についての説明が行われた。

報道機関における裁判員裁判の報道の在り方や検討状況について，泉委員からサガテレビでの検討状況について，横尾委員から佐賀新聞社における検討状況について，それぞれ紹介された。

(イ) 意見交換

(文中， は非法曹委員， は法曹委員， は説明担当者の発言)

報道機関では、裁判員に予断を与えないような形で事実を報道していくという姿勢である。例えば、「放火犯逮捕」という見出しだと、その人があたかも犯人であるかのような印象を植え付けることになるので、これを「放火容疑者逮捕」といった見出しにしている。

農家については、特別休暇というものはなく、家族協定を結んで休みを取っている農家もある。大半の農業は、天候に左右されたり、作物の生育状況に応じて対応しているので、決まった休暇が取れないのが現状である。特に、佐賀県の場合は、家族労働的な色彩が強く、長期間裁判や会議等がある場合は対応できない。ただ、農閑期は裁判に参加することは可能である。また、農業の場合、多品種を扱う複合経営が主体であり、比較的日程調整が難しいが、早目に裁判の期日が分かれば、何とか調整して裁判に参加することは可能であると思われる。

女性の立場から、日常的に、育児や介護に追われている側面があるところ、一時保育サービスや介護サービスなどを充実させ、より裁判に参加しやすい環境整備に配慮していただきたい。

一時保育や介護サービスに関し、裁判員がその料金を支払うことは納得し難い。

法律上、一時保育や介護サービスにかかる費用を裁判所が負担することはできないので、日当でまかなっていただきたい。

ウ 全体的意見交換

裁判員裁判では、検察側も弁護側も事実に基づいて主張立証を行っていただきたい。これまで刑事裁判は、検察官は被告人を犯人にするため、弁護人は被告人を犯人にしないように裁判を行っているという印象を受ける。

検察官は、開示すべき証拠を開示し、真実を曲げることなく裁判を行っているものであり、冤罪を絶対に出さないようにしている。

弁護人も、絶対に冤罪を出さないために活動している。日本弁護士連合会では、捜査段階の可視化を要求したり、被疑者国選弁護人制度により捜査の初期の段階から弁護人が介入することにより冤罪を防ぐことができると考えている。

報道機関は、捜査段階、公判段階のあらゆる段階での可視化が必要であると考ええる。

検察庁も広報に力を入れている。ホームページを開設しているので、これを御覧いただきたい。また、出張講座や職場訪問も実施している。

裁判員制度は、学校における法教育にも影響を与えるものと考ええる。

5 次回の予定

(1) 日程

平成21年11月6日(金)午後1時30分から地裁会議室で行う。

(2) 意見交換テーマ

地裁委員会、家裁委員会合同で、「裁判員裁判を実施して」(仮題)というテーマで意見交換を行う。

6 退任委員のあいさつ

西村地裁委員及び富安家裁委員から退任のあいさつ。